

氏名	高野 陽介		
専攻分野の名称	博士（教育学）		
学位記番号	博甲第 303 号		
学位授与年月日	平成 30 年 3 月 16 日		
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当 課程博士		
学位論文名	高等学校に在籍する肢体不自由のある生徒の教育実態および課題に関する研究		
論文審査委員	（主査）	教授	泉 真由子
	（副査）	教授	高橋 智
		教授	物部 博文
		教授	藤野 博
		准教授	山中 冴子

学位論文要旨

本研究では、高等学校に在籍する肢体不自由のある生徒の教育の現状と実践上の課題について、学校現場の実態を把握すると共に、生徒本人やその保護者、生徒の学校生活上に関わる複数の関係者の各々の立場・視点から多面的に検討し、その全体像を明らかにすることを目的とした。そしてこの研究を通して、肢体不自由のある生徒の高校進学・学校生活のよりよい在り方や課題の解決策を検討することとした。

第 1 章では、高等学校に在籍する肢体不自由のある生徒の教育実態および課題を明らかにする必要性について論じた。第 1 節では、義務教育、後期中等教育段階の肢体不自由児童生徒の教育の現状や課題について触れ、その上で第 2 節では国や各自治体による高等学校における特別支援教育政策の動向について整理した。そして第 3 節では、高等学校における特別支援教育の研究動向についてまとめ、本研究の目的を述べた。

第 2 章では、都道府県・政令指定都市教育委員会に対して質問紙調査を実施し、高等学校に在籍する肢体不自由のある生徒の在籍状況、高校進学・学校生活のための体制整備、施策、支援等の実態を把握し、課題を明らかにすることを目的とした。その結果、①公立校では障害者用トイレ、スロープの設置が 4 割程度、エレベーターについては 1 割強であり、今後のさらなる体制整備が求められること、②高等学校に在籍する肢体不自由のある生徒に対して、22 教育委員会が 196 名の特別支援教育支援員を配置しており、その 7 割近くが専門性を問わず特別な資格を有していないものが担当していたこと、③自治体による私立の高等学校の正確な情報把握の必要性があること等が明らかとなった。

第 3 章では、全国の高等学校に質問紙調査を実施し、高等学校で学ぶ肢体不自由のある生徒への教育、支援の実態と課題を明らかにすることを目的とした。その結果、①現在（2016 年 5 月 1 日時点）高等学校に在籍している肢体不自由のある生徒のうち約 5 人に 1 人が医療的ケアを必要としており、肢体不自由の原因疾患も多様であること、②生活面の合理的配慮では、肢体不自由のある生徒が在籍していない・いなかった学校ではハード面の整備に困難があると考えている一方で、肢体不自由のある生徒の在籍している・いた学校では、個別の教育支援計画や個別の指導

計画の作成や活用、他生徒との交流における配慮に対応の難しさを感じており、当事者の在籍実績の有無により提供が難しいと考える合理的配慮に違いが生じる可能性が示唆されること、③学習面の合理的配慮では、高等学校に在籍する肢体不自由のある生徒が多く支援を必要としていない可能性と、本来は必要とされるサポートを何らかの事情により学校が十分に行えていないという可能性の双方が考えられたこと、④私立高校では、特別支援教育コーディネーターの配置、特別支援学校のセンター的機能の活用状況では公立校より明らかな遅れがみられ、私立高校側からは行政によるサポートを求める声があること等が明らかとなった。

第4章では、肢体不自由と関連する当事者団体等への質問紙調査を行い、肢体不自由のある本人・保護者からみた高校進学・学校生活（進路選択、進路指導、入学試験における配慮、入学前・入学後の配慮等）の困難・ニーズを明らかにすることを目的とした。その結果、①施設・設備面の課題は肢体不自由のある生徒の進路選択や学校生活に多大な影響があること、②学校生活を支える上で「登下校の送迎」が保護者の最も大きな負担となっており、通学支援の充実が必要であること、③友人・対人関係において問題や悩みを抱えるケースがあり、その要因の一つとして周囲の生徒や教職員の「障害理解」が挙げられるが、これは各々によって理解してほしい内容が異なり、十分な対話の必要性が示唆されること、④肢体不自由のある生徒に対する進路指導が十分に行われないことにより高校卒業後の進学や就職の難しさがあること等が明らかとなった。

第5章では、実際に高等学校に在籍している事例から、肢体不自由のある生徒・保護者、学校関係者がどのように連携・協力し学校生活を送っているのかを、各対象者の役割・関係性にも着目し、教育実態とその課題を明らかにすることを目的とした。その結果、①実際に肢体不自由のある生徒が入学し生活を共にし、生徒の強い意志や努力する姿を目の当たりにすることで学校側の負担感、不安は減少すること、②肢体不自由のある生徒が学校生活を送る上で、特別支援教育支援員は重要なキーパーソンであるが、これの専門性や勤務条件・待遇の問題、また支援の在り方等に課題があること、③体育の授業の内容と評価の在り方について、肢体不自由のある生徒は不満や疑問を感じており、また体育の教員側も同じように難しさを感じていたこと等が明らかとなった。

第6章の総合考察では、本研究の取組の成果を、2012年に文部科学省が公表した「合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ報告—学校における「合理的配慮」の観点—」に基づき整理し、総合的に考察した。今後の課題として、肢体不自由の起因疾患ごとの教育実態と課題の検討等を挙げた。